

平成23年度 草津市路上喫煙対策委員会

平成23年7月26日
草津市市民環境部

1. 路上喫煙対策の取組みと現状

(1) 喫煙率調査について

- 路上喫煙率(禁止区域内)
0.08%(平成23年6月現在)
- 路上喫煙率(禁止区域外)
0.40%(平成23年5月調査)

	条例施行前 H19. 7	条例施行 H20. 4	禁止区域指定 H20. 12	現在 H23. 6
路上喫煙率	0.96%	0.43%	0.17%	0.08%

(2) 啓発活動について

- 啓発チラシの作成、配布
- 市内業者への訪問啓発
- JR草津駅周辺啓発用路面シールの増設



上記啓発を前回委員会後に実施
併せて、路上喫煙防止啓発員による巡回啓発

(3) マナースペースについて

- マナースペースとは？（前回意見書より）
 - ①啓発拠点として位置付け、喫煙者のマナーやモラルを向上させる効果を期待できる機能および配置であること
 - ②周辺への受動喫煙の影響を極力回避できる配置であること
 - ③灰皿を目当てにした歩きたばこやごみの散乱の誘因にならない対策が講じられる配置であること
- ⇒上記3点から、路上喫煙禁止区域内での喫煙禁止を徹底するために設置

- マナースペースの現状

- ①利用状況調査

【調査対象】 各マナースペース利用者

(草津駅東口、西口・南草津駅東口)

【調査方法】 各マナースペースの利用人数

【調査時間】 7:30~9:00

- ・草津駅西口はパンク状況がみられる
- ・南草津駅東口は啓発の効果もありマナー違反者数は少ない
- ・利用者数には大きな変化がないため今後も啓発が必要である

②マナースペース利用者アンケートについて

【実施期間】 平成22年11月8日～26日

【回答人数】 213名

【調査方法】 各マナースペース利用者を対象とした聞き取り調査

- マナースペースは現状のままでよいとの回答は7割
- マナースペースが移動した場合でもマナースペースを利用するとの回答が9割

③ マナースペースの改善

- 各マナースペース喫煙範囲明示
- 各マナースペース内の灰皿看板の変更

↑ 上記啓発により、喫煙者がマナースペースを意識し、喫煙マナーの向上が見られる

⇒ 非喫煙者を含めてマナースペースが持つ役割の啓発が必要となり、今後は喫煙者・非喫煙者問わずマナースペースの位置付けを周知・啓発していく

2. 今後の路上喫煙対策について

(1) 路上喫煙禁止区域の拡大について

- 路上喫煙禁止区域とは？

- ① 路上喫煙による影響や被害等を受ける可能性が高いと想定される
- ② 恒常的に人通りがあり、一定高い歩行者密度がある
- ③ 市内全域への啓発普及効果が期待される
- ④ 啓発指導等で実効性のある取組みができる
- ⑤ 市民等に分かりやすく明確に示すことができる

- 定点外調査結果

禁止区域外の15か所の喫煙率調査を実施

【調査期間】

①平成22年11月15日～11月24日

②平成23年 5月23日～6月3日

【調査時間】

いずれも7:30～8:30

	草津駅東口周辺	草津駅西口周辺	南草津駅東口周辺	合計
①	0.22%	0.26%	0.73%	0.32%
②	0.40%	0.25%	0.57%	0.40%

(2) 禁止区域内での罰則の適用について

- 他市との比較

◎京都市(罰則1,000円)・・・0.09%

◎大阪市(罰則1,000円)・・・0.2%

◎神戸市(罰則1,000円)・・・0.06%

◎大津市(罰則なし)・・・0.21%

◎草津市(罰則なし)・・・0.08%

⇒罰則規定を設置されている都市と比較しても遜色がない

(3) 今後の路上喫煙対策について

- マナースペース

マナースペースの位置付けや適正利用を喫煙者・非喫煙者問わず周知・啓発が必要

- 禁止区域

禁止区域の拡大については、境界付近のポイ捨て対策とあわせ、継続的に調査分析が必要

- 罰則

罰則規定なしで他市と同水準の喫煙率にあり、レベル維持のため、今後も啓発が必要

- 啓発活動

啓発手段として行政機関だけではなく、企業による取り組みや市民運動としての取り組みなど、啓発活動の検討が必要